

## 福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成22年6月23日(水) 午前10時00分～11時44分  
(休憩 午前11時02分～11時10分)

会 場 委員会室

### 1. 出席者

3 番 杉浦敏和、 4 番 北川広人、 6 番 磯貝正隆、  
8 番 内藤皓嗣、 1 2 番 水野金光、 1 3 番 内藤とし子、  
1 5 番 岡本邦彦、 1 7 番 小嶋克文  
オブザーバー 議長

### 2. 欠席者

な し

### 3. 傍聴者

1 番 幸前信雄、 2 番 杉浦辰夫、 5 番 鈴木勝彦、  
9 番 神谷ルミ、 1 0 番 寺田正人、 1 4 番 井端清則、  
1 6 番 神谷 宏

### 4. 説明のため出席した者

市長、後藤副市長、教育長、危機管理G L、  
地域協働部長、地域政策G L、地域政策G 主幹、財務評価G L、  
福祉部長、介護保険G L、地域福祉G L、保健福祉G L、  
保健福祉G 主幹、  
こども未来部長、こども育成G L、文化スポーツG L、  
学校経営G L、学校経営G 主幹

## 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第 3 2 号 平成 2 2 年度高浜市一般会計補正予算（第 1 回）
- (2) 請願第 1 号 学童保育の充実を求める請願
- (3) 陳情第 2 号 私立高校生に対する授業料助成の堅持・拡充を求める陳情
- (4) 陳情第 4 号 子ども手当の廃止を求める陳情
- (5) 陳情第 6 号 住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情
- (6) 陳情第 7 号 アレルギー対応学校給食についての陳情

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し入れがありましたので、高浜市議会委員会条例第 1 8 条第 1 項の規定により、傍聴を許可しましたので、御了承願います。ただいまの出席委員は全員であります。よって本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

### 市長挨拶

委員長 去る 6 月 1 8 日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、すでに配布されております議案付託表のとおり、議案 1 件並びに請願 1 件及び陳情 4 件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦敏和委員を指名いたします。それでは、当局のほうから説明を加えることがあればお願いします。

地域協働部長 特にございませぬ。

《質 疑》

(1) 議案第32号 平成22年度高浜市一般会計補正予算(第1回)

問(17) 主要新規事業のナンバー5、6ページでございますけども、教育指導事業、まずこれについて御説明をお願いいたします。

答(学校経営G主幹) 特別支援教育支援事業について御説明申しあげます。まず授業の内容としまして、特別支援教育連携協議会、こちらのほうの開催を行いたいと思います。まず目的でありますけども、高浜市に住む児童、生徒についての発達障がいを含む子たちのための支援体制の整備とそれから関係部局や機関の連携協力、それから地域の支援体制の整備、そういったものを総合的な取り組みを通して、特別支援教育体制の整備強化を図ってまいりたいと思います。内容につきましては、主に特別支援教育連携協議会の開催、それから特別支援教育コーディネーター研修会の開催、それから専門家チームにより各園、小中学校に対して相談活動を実施をする、それから特別支援教育だより等を発行しまして、市内小中学校に啓発活動をしていくというような活動内容であります。

問(17) 今の市内全体で障がいのある子供は何人みえるのかということと、それから専門家チームとありますけども、この構成メンバー、それから今回巡

回訪問とありますけども、今までの取り組みと今回こういった巡回訪問がされるわけですけど、どういった違いがあるのか、どのように強化されておるのかについてちょっと質問をさせていただきます。

答（学校経営G主幹）　まず市内に在住する幼稚園から保育園、小中学校までの障がいを持っている子供の調査、昨年度21年度調査ですけども、12幼稚園、幼稚園、保育園で122名。それから小学校で138名、中学校では34名という数字が上がっております。合計しますと12幼稚園とそれから7小中学校で294名という数字になっていきます。パーセントとしましては、大体小中学校でいいますと、小学校が4.5%、中学校が2.4%という形です。専門家チームを今、考えているのは構成メンバーが6名という形で今考えております。その中には、学識経験者の方が3名、これは大学の教授と特別支援教育アドバイザーといわれる方が2名、それから保健関係の方のほうで保健師さんが1名、スクールカウンセラー、臨床心理士さんで1名、それからメインコーディネーターとして教育委員会のほうから1名という形の6名で構成させていただきたいと思います。特に今回の巡回訪問で個に合ったそれぞれの子供たちの支援、これをメインに考えていきたいと思いますが、特に障がいの判断、どんな障がいを持っているかという判断とそれからその学校、園でどういったような具体的な支援体制をしていけばよいかというような指導助言を入れることを主な目的としていきたいと思います。

問（17）　今回の事業費の内訳で大半、この特別支援教育事業講師の謝礼が大半になっておりますけど、この講師というのは事前に、例えばこれ県の事業ですから、県のほうから例えば派遣されるのか、市のほうで探すのか、こちら辺はどうですか。

答（学校経営G主幹）　こちらのほうで探させていただいて、組織を組んでいきたいと思います。

問(3)　ただいまの質問のもう少し教えていただきたい部分ありますけども、今回この県の支出金、県からの補助でやれるということだと思っておりますけども、こんなにたくさん障がい者のお子さんがおみえになるというのは、去年の時点でこんだけたくさんおみえになるということですよ。そうすると去年は県

からの補助はなかったと思うんですけども、去年は何もやってなかったわけですかね。

答（学校経営G主幹） 20年度とそれから21年度、昨年と一昨年ですけど、文科省のほうから特別支援総合推進事業という事業がありまして、文科省のほうから直の支援で事業を展開しております。

問（3） ということは、従来からやっていたけども、必要があるということでやっていましたと。ただ補助金が出てくるところが少し変わったというような判断でよろしいですかね。

答（学校経営G主幹） そうです。

問（4） 主要新規の2番目にあります、いきいき広場の3階の利用計画の部分ですけども、今回この拡張工事の設計委託料が出ておりますが、この6月補正予算でこれを上げてきた理由というのをまずお聞かせいただきたいと思いません。

答（地域福祉） 現在、日本福祉大学高浜専門学校跡地の原状回復につきましては、次の理由から実施を見合わせている状況にあります。まず工事に関しましては、原状回復にかかる工事に加え、新たな利用にかかる工事が考えられるわけですが、いきいき広場の利用者及びサンコート高浜の居住者等に対し、できる限り御迷惑のかからないよう配慮することが必要であり、原状回復にかかる工事及び新たな利用にかかる工事を同時期に合わせて行う方法が効率的かつ適切であるということで原状回復につきましては、時期を見合わせているというのが実情であります。しかし、日本福祉大学としましてもいつまでも現状回復の時期を見合わせるということではなく、今年度中には清算をしたいという意向を伺っております。一方で私どもとしましても、市民の皆様には3階部分のスペースをできる限り早く有効に利用していただけるようにしていかなければならないと考えております。こうしたことから、この時期に実施設計を行い、改修内容及び工事費を確定させることができれば9月補正予算に改修工事費等の予算を計上させていただき、来年4月にはスタートさせることができ、このことが市民の皆様にとっても高浜市にとってもそして日本福祉大学にとっても最善であると判断したからです。

問（４） それで一番効率的ということはよくわかりましたのでいいですけども、どの程度の改修工事になるのか、その辺をどれぐらい見込んでいるのかということをお聞かせいただきたいんですけども。

答（地域福祉） ３階部分に関しましては、こどもサポート広場、まちづくり広場、健康ひろばの３つの広場の整備を考えておりますことは、すでに御案内のとおりでございますが、特に特別な改修というのは予定はしておりません。ただし、利用の対象者にお子さんが入ってくることから、少しお子さんの利用に配慮した整備が必要であるとは考えております。例えば床材がピータイルのところをカーペットタイルに張り替えたり、大人用のトイレだけでなく幼児用のトイレを設置することが必要になってくると考えられます。あとは若干の間仕切り等の変更や変更等によるクロスの張り替え、空調及び照明器具の位置変更及び電話、LAN設備の工事などが必要であると考えております。今回の改修に関しましては、現状のものをできる限り利用していくことを基本として、必要最低限の改修に抑えたいと考えております。

問（４） そうすると、日本福祉大学のほうが原状復帰のための費用というのは当然見ていただけるということで、通常だと原状復帰をしてこれだけかかりましたからという形で金額が出ると思うんですけども、今回の場合はうちの次の利用を考えた改修工事の費用にそれを充てることのできるというそういう理解でよろしいですか。

答（地域福祉） はい。そういうふうで結構です。今回実施設計をしていく段階で、すでに原状回復の部分、日本福祉大学が負担をするということになっておりますので、実施設計の中でどの部分を日本福祉大学のほうで負担をしていただく部分、それから市のほうが改修をしていく部分というのを実施設計の段階で積算をしていくというふうに予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

問（４） それではちょっと中身の部分ですけども、３つの広場を今から整備して、事業展開をしていくというお話なんですけども、現段階で事業展開というのはどれぐらいのレベルのものを考えてみえるのかお聞かせいただきたいと思います。

答（地域福祉） まずこどもサポート広場では、児童福祉の視点だけでなく家庭全般をとらえた子供家庭福祉の視点に立ち、包括的な支援をしていくための子育て支援相談室、それからこども発達センター、また社会福祉協議会が実施をします託児所により一人親家庭や共働き世帯を支援していくとともに、おもちゃ、絵本をコミュニケーションツールとしました子育て支援サロンの整備を計画しております。まちづくり広場では、昨年8月に策定をしました第2次地域福祉計画に掲げる地域福祉推進の基盤づくりを目指したいと考えております。まちづくりに関しての専門的な見地からの研究、人材発掘、育成等を行う日本福祉大学によるまちづくり研究センターと社会福祉協議会が運営をします既存のボランティアセンターに、誰もが地域で安心して暮らし続けられるための日常生活をサポートする機能を加えた地域福祉センターの整備を考えております。健康ひろばでは保健センターの機能をいきいき広場へ移すとともに生活習慣病の早期発見、早期治療を目的とした二次予防に加え、健康を増進し、病気にならないための一次予防へ重点を置いた取り組みを支援するため、健康ホール、それから健康サロン等の整備を考えております。

問（4） こどもサポート広場におけるこども発達センターというのは、市長のマニフェストにもあったものだというふうに理解をしておりますけども、その位置づけの部分と具体的な事業展開というのはどのぐらいのことまでを考えてみえるのかお聞かせいただければ。

答（地域福祉） 発達障がいの専門外来を受診するまでには半年から約1年ぐらい待機期間があるのは現状なんですけど、こうした期間においても発達障がいにかかわる保護者ですとか保育園、幼稚園、学校の現場のほうでは日々様々な問題が起き、その問題への対応に苦慮しているというのが現状です。そこで発達障がいにかかわる方たちが抱える不安やお子さんの困り感をできる限り軽減して、健全な子育てを支援していくこと、それから乳幼児期から就学前後の時期を対象としました早期発見、早期支援に重点を置いた発達障がいの支援体制の確立を目指してまいりたいと考えております。続きましては、発達相談事業、それから5歳児健診等の早期発見事業、それから早期支援事業、発達障がい人材育成事業等の事業展開が必要と考えられますので、今後関係部署との調整を

しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

問（８） 先ほどの特別支援教育指導のところ、ちょっと聞き逃したかもしれませんが、一度確認したいと思います。連携協議会の開催であるとかコーディネーター会議であるとか相談活動、だよりの発行、こういったものを立ち上げるために専門家の方をお越しいただいて立ち上げるということなのか、それはそれで立ち上げて、別の現場のその教育に関して専門家チームに来ていただいて指導していただくということなのか、立ち上げてからの運営は多分指導課の方も今年限りだと思っておりますので、いなくなって、現場で今までの連携協議会とか全体会議というものが継続されていくということなのか、その辺の今後のことも含めてお聞きしたいと思っております。

答（学校経営G主幹） 先ほども一部触れさせていただきましたけど、昨年度と一昨年と推進協議会のほうで指名させていただいた専門家グループの方6名、この方々は当市で御指名をさせていただいて、巡回相談のコーディネーターとして回っていただいております。比較的この当市にかかわっていただいた方がほとんどでして、継続的にその方々も来年度からもまたお願いをしていこうというふうな考えであります。

問（８） そういったもののより強化を図る、整備を図るという、今まであったもの、去年あったものをより整備を図るという、そういう意味でということになりますかね。また新たにそのだより発行されておったのかわかりませんが、そういったものを含めて。

答（学校経営G主幹） そうですね、この専門家チームの設置については、この事業の一部と考えていまして、より支援体制の強化としまして、幼稚園とそれから小中学校との連携体制、こういったものを強化するために、それぞれ例えば、その中に専門家チームだけでは、なかなか今、考えているのは大体その1つの幼保園に年間3回という形、小中学校もそうですけど、そうすると大体、月に一カ月、二カ月とんで1個の園にすると専門家チームが来る、そういう形で支援をしていただいておりますけど、それよりも、もう少し細かい支援をしていきたいという形で特に、巡回相談という、もう1個チーム、つくっています。その巡回相談の中にはそれぞれの小学校の特別支援コーディネーターという方



が指名されておりますので、その方々をその専門家チームと一緒に派遣して専門家チームの方々がその子供たちに対してどういう支援とか指導とかそういったものをしてみえるかという研修をその中でするような形にして、それをさらに現場に生かすような形で少し支援体制を強化していきたいなど、こんなふうを考えております。

問（15） 私はですね、補正予算及び説明書の22ページですね。教育費の社会教育費の中の、文化財保護の関係でお尋ねしたいと思います。過日資料要望をいたしまして王江遺跡について資料をいただいておりますが、ちょっとここでお聞きします。まず、この現状が現在この地図でいくと瓦屋さんの跡地のようなんですね。それが現状どうなっているのかということと、次にですね、なぜ今回このことになったのかと、それからこの調査をいつまでにやる予定なのかと、さらに、この試掘をする面積ですね、予定の面積がどのくらいなのかと。それから掘るといふ深さはどのくらいまでのことを予定しているんですかと、その辺の方法のところまで教えてください。

答（文化スポーツ） それでは、順にお答えのほうさせていただきます。まず、こちらの王江遺跡があるところの現状につきましては、瓦のパレットというかですね、それが置いてある場所の辺りにあります。その下というのは、コンクリートで舗装されている状況でございます。それが今のこの実際の現状になってございます。今回、予算計上した理由というのはですね、土地利用者の方、地権者の方がその土地利用計画される中でですね、その売却の一環の中でこの王江遺跡というのは以前にもお話をさせていただきました、総括でもお話させていただきましたが、昭和35年に遺跡の有無の確認はされてございます。要はここに遺跡がございますよという、あるということだけはわかっておるんですが、じゃ、その範囲はですね、どこまであるかというのがわからないということで、こういったところでどうしても土地利用の規制がかかってしまうということもございまして、今回、予算計上をさせていただきました。それから、いつまでというのはですね、今回、この補正予算が御可決賜りましたらですね、こちらのほう早急にでも委託をかけまして結果のほうを出したいというふうに

思っております。それから面積、それから深さのほうなんですが、面積のほう  
が今、この間、議会さんのほうに資料を提出させていただきましたが、こちら  
のほうで太く線が引いてあるところ、この部分を試掘をさせていただくと、約  
幅1 mくらいで順にその延長、縦断方向にずっと掘ってくんですけども、ただ  
これが実際掘ってみないと、実際どこまであるかというのがわからないという  
のがございますので、その辺は実際現場に入って、私どものほうの職員が立ち  
会って、その範囲を試掘していく場所が最終的には確定するというような状況  
になっています。深さもですね、ですから、掘っていく過程の中でもう少し深  
くなっていくかとか浅くなるかということはちょっとその時点で変わってくる  
と思いますのでよろしくお願いいたします。

問（15） 誠に、私もこれお尋ねするんですけども、この王江遺跡というの  
は何があるというふうに考えていらっしゃるのか、ちょっとその辺、私は全然  
わかりませんので教えてください。この王江遺跡の今、掘る価値ですね、こん  
なようなものをどのくらい、どんなところにどんな遺跡の価値があるのか、ち  
よっとその辺も予定するところを教えてください。

答（文化スポーツ） この王江遺跡はですね、要は古墳時代、かなり時代が遡  
りますけれども、その当時の発掘というかですね、製塩、いわゆるその塩です  
ね、塩をつくる製塩土器というものが、その昭和35年の時に発掘をされてご  
ざいます。それは、後の研究をしていく中でですね、それが実際古墳時代のも  
のであろうと、いわゆる愛知県内では最古のものであろうというような遺跡で  
ございます。価値といたしましてはですね、今回私どものほうもその文化財を  
保護していく上でですね、やはりこの高浜でのその地域の歴史を物語るもの  
とうことでもございます。そういったところで保護することができればいいのか  
なというふうには思うんですが、これは土地地権者の方のその土地利用という  
こともございます。そういったところで土地利用計画の中でですね、その遺跡  
が出ている部分、さわらずに駐車場とか、そういったような計画がされればそ  
のまま残すことは可能であろうかとは思いますが、やはりそこもどうしても  
さわらなきゃいけないというような計画になってございますと、またさらに発

掘調査をしていただいて、そこでまた調査をさせていただいて保存をしていくという形になると思います。

問（15）　そこでですね、その試掘をした後で例えば価値的にですよ、価値があるとなった場合に、これは文化財としてのその高浜市としてこれを購入する予定があるのか、県が購入するのか、または国の指定地としてですね、国のほうが、文化庁のほうが管理するとかいろいろ段階によって、価値によって変わってくると思うんですが、その辺のことはいつ頃になったら、それが実際の問題としてわかってくるのでしょうか。判断する予定ですね、大変難しいと思いますが教えてください。

答（文化スポーツ）　文化財の指定につきましては、まず大前提といたしまして、市、市がその文化財を指定するというようなことで、現在、この王江遺跡につきましては、市のほうの文化財を指定してございます。そこで、県が指定をするかという話になってまいりますと、県のほうでもその市がその指定しておるといのが、担保としてそれがまた、県のほうも価値を認めていただければ県の指定になるかなというふうに思うんですが、次にその最後に言われました、国の指定と、国の指定という形になりますと、これは文化庁のほうがですね、実際指定されます。ただその指定する段階といたしましても、市が指定しておるといのがそれも担保という形になりますが、ただ国のほうにつきましては、こちらのほうが手を挙げて指定してくださいというようなものではなく、その文化庁のほうの判断でこれを国の指定という形でいくかどうかという話になります。すでにその昭和35年の時にその発掘したものはですね、市の郷土資料館のほうに4点ほど保管と所蔵をしてございます。

問（15）　大体その辺がですね、結果出すのはいつごろということでこの試掘のお願いをするんでしょうか。結果がなければいつまでもまたずるずるとやってもしょうがないから、一応期限としてあると思うんですがいつごろまでの予定ですかね。

答（文化スポーツ）　これは先ほども申し上げましたけれども、この補正、御可決賜った後に早急にでもその試掘のほう作業させていただいて、その中で判

断のほうさせていただこうかなと、ただいつまでというのが、早急にという形での答えになってしまいますが、いずれにいたしましても、現在、市の指定文化財として指定している遺跡でもございます。その中で発掘されましたその土器というものをですね、また所蔵というか、そういった形で郷土資料館というふうに、のほうでも保管、保存ができればなというふうに思っております。

問（6） 今のお話伺っていますと、その遺跡開発業者が最終的に試掘をするということになりますよね、そうしますと、例えばですね、市の指定、あるいはいろんな指定のある文化財をお持ちの方は、非常に残念というか、運が悪いというか、計画がですね、今回でもそうですが、非常に難しい状況に陥りますよね。これ、一般論で伺いますが、例えばそういった、そういう文化財を所有されておられる方に対してのまちとしての優遇措置というのは今までやってこられたんですかね。例えば、固定資産税とかですね。

答（文化スポーツ） 申し訳ございませんが、そういったものはないというように思います。

問（12） それでは一般会計補正予算の関係で、まず21ページの4款1項医療費対策推進費、報償金23万4,000円、これは高浜市立病院の看護師奨学金を受け取った人を高浜市が不採用にしたことにより返還請求が発生したということで、今回その成約をみたということでの、23万4,000円の報償金が計上されておるわけですが、これを含めていわゆる債権取り立てというのか、回収にかかった費用が、先の総括質疑で合計77万200円かかったという説明があったわけですが、これに77万のほかにそうした調停に持ち込む準備等で当市の職員の人件費が他にもかかっていると思うんですけど、どの程度かかっていたのか、算定しておるのかどうか、それについて最初にお答えください。

答（保健福祉G主幹） 職員の人件費につきましては、収納グループの職員、及び保健福祉グループの職員が業務に携わっておりますが、時間数及び人件費がどの程度かかったかということについては、算定してはございません。

問（12） 77万円のほかにそういうものがかかっていたことは、はっきり

しておるわけで、それについてもぜひどの程度かかっておるかというのは、ぜひ算定してほしいわけですが、これは結局報償金、調停の内容によると146万円を本人がきちっと払えばそれで調停が成立と、それをもってこの件が落着くということになるわけですが、そうしますと回収費用の約50%以上、実際にはすでに調停に持ち込むまでに費用かかっておるということで、こうした案件を解決するのに成約して結局契約どおり進んでも、半分以上はその準備のためにかかってしまうという、行政の効率からいえばいいとはいえないと思うんですね。そういう点では、調停の持ち込む前に事前に市とそれから当事者というところで合意できるようなこうしたわざわざ、いってみれば正式に調停にかけるということ、費用的にもかかるわけですね。そういった取り組みを行って、なお調停に持ち込まなきゃならないというような準備段階の取り組みを行って解決すべきではなかったかという点では、その取り組みがどうであったかについてお答えください。

答（保健福祉G主幹） 実際にはですね、この未収金の回収につきましては、高浜市立病院が存立しておりましたころは、病院の管理課の職員が、そして現在は保健福祉グループと収納グループの職員が協力をしまして回収にあたっておるわけなんですけれども、実際、高浜市におきましても大変多くの職員がこういった収納業務に携わっておりますけれども、基本的に未収金をですね、分割で納付していただくことというのは、職員の判断において行うことは可能なんですけれども、なかなか相手方との交渉の中でですね、全額を分割でお支払いいただくことについてなかなか御納得がいただけなかった。いわゆる交渉が平行線ですとずっと終わってしまっておったと。しかし今回、調停委員会で調停案を出していただくことによってですね、請求金額の一部を免除するというようなインセンティブを付与することによって相手方も納得していただいて和解に至ったということですので、当時の病院の職員、それから現在の保健福祉の職員、それから収納の職員がですね、いわゆるこういう収納業務を怠慢しておったというようなことではございませんので御理解を賜りたいと存じます。

問（12） そういう形で今まで努力はしてきたが、平行線ということですが、

これ、状況を、当時の状況についてこの予算化する時に私どもも、一定の調査と答弁の内容から吟味して、いわゆる奨学金を支給するということは高浜市として来てほしいと言っておきながら、看護師の資格をとっても採用しないという、そこにこの公平性、それから誰もが納得できるような高浜市の取り組みが行われていなかったことがこの問題を発生する原因であったということが明確なんですね。そういう点では、回収しようとするのも当然、本人側としては納得していないことが多いわけですから、結果的にも今回調停で半額ということになったわけで、以前からその費用を言って、市としても事前に承知してそういう交渉をしていけば、わざわざこの宇都宮まで行ってね、裁判にかけなくても解決できたのではないかと、そういった点で、やっぱり一定の検討をすべきではないかということの特にこの件では思うんですね。そういう点では今後債権回収についていろいろ市の取り組みとして行っていくということは承知しておるんですが、今回のような債権回収の方式を標準としようとしているのかどうか。私は善意の対象者に対して交渉するという場合は最初からこういった形に持っていくのではなしに、もうちょっと直接当事者の交渉で解決できるという方法がいくらかあると思うんですね。しかし、確信犯というのか、最初から払うつもりがないとかね、そういう者に対しては公的な機関に訴えなきゃいかんというのは、私も理解できるんですけど、その辺について一定の判断をもってしてないかと回収に努力しているけど、かかる費用が相当多くて実質的には弁護士等に消えてしまうという、また職員の人件費等を含めれば逆にプラスになってしまうというようなことを起こしておっても、これは行政の効率としては思わしくないわけですから、その点で債権回収についての考え方という点も今回お聞かせください。

答（後藤副市長） 今後の債権回収のことについてですが、今回この看護職員修学資金の返還については1つの新しい、初めての状況ではありますが、これは1つの私どものベンチマークになるだろうと思っています。したがって、今回私どももこの返還請求にあたっては、非常に慎重に、なおかついろいろな角度から検討し、どうあるべきかということをしっかり検討してまいりました。

何よりもまず、いわゆる債権そのものは高浜市の債権、これはいわば市民の債権であります。したがって、高浜市の市長といえども、市長が恣意的にその債権を減額させたり、あるいは何らかの配慮をするということは、基本的には許されないものだ、このように考えております。したがって、今後も不良債権化することのないように厳格な取り扱いをしてまいり、その意味では当然第三者的な機関、こういった調停であったりとか、あるいは裁判等の機関は今後も1つの方法として十分検討していく必要があると、このように考えております。

問（12） 今後もこうした方式という答弁であります。私は当事者が例えば、確信犯というのか、何の根拠もなく払わないとか、そういうものについてのこうした取り組みは十分理解できるんですけど、今回の案件というのは、当市の側に社会的に証明できないような公平性を欠く人事の取り扱いがあったということは、この時点にたつて我々が聞いても明らかな、そういうものについて結局公的な機関にかけたことによって、当市の一定の合意を得るための費として半分程度だという調停が出たということは、そこにかかる前にそうしたことは当市としても交渉の際には当然、普通は考慮してやっていたらこうした費用もかけなくてもこれくらいの解決は十分できたんじゃないかと。もし半額で同意しておれば、弁護士調停にかかる費用のほとんどがなしで済むわけですから、そうしたことは十分可能ではないかということで、今後の債権についてもやっぱりきちっとしたね、根拠に基づいて当市のほうに一定の非があればそういったことも含めて無理やり裁判にと何でもということになれば、結局かかる費用がかえってふえてしまうということを含めて解消のあり方はやっぱり慎重に検討するべきではないかという点を特に感じるんですけど、この件に関してこうした方法をとったことが最善であったかどうかという点では、私はもう一歩前で合意できる状況はあったんじゃないかと、またこちらもそういった提案も含めて交渉しなきゃならない、市のほうに採用に巡る、当時のね、理解できないそういう扱いという点、本人の言い分というのをかなり客観的にみてね、これは誰が見ても採用されないのはおかしいというのは周辺の状況からみて明

確なので、そういう点も含めてこうした扱いを今後も続けていくという考え方についてやっぱり慎重にすべきと思いますが、これについていかがですか。

答（後藤副市長） 委員からは何度も高浜市に非があったかのように御説明をいただいておりますが、私どもは、看護職員の修学資金の返還に対して、この請求、債権そのものに対して非があるという考え方は全く持っておりません。先ほど来、その看護職員となるべき人がたまたま採用試験で、試験に合格をしなくて採用はされなかった、これは全く別の理由によるものだというふうに考えております。そもそもこの修学資金そのものは市の職員に採用された時に初めてその返還が免除されるというものであって、その市の職員に採用されることというのは、修学資金を貸し付けるということが担保になっているわけではありません。したがって、そのこととは全く別次元の問題だというふうにとらえております。今回のこの返還請求というのは、現にお貸しをしたお金をお返しいただくというこの一点のみについての争点でありますので、私どもに全く瑕疵があるというような考え方は持っておりませんので、今回全額の請求を求めてまいったというものでありまして、その以前のところで減額するような考え方はもともと持ち合わせておりませんでした。一方でその債務者の方々の生活状況、あるいは返済能力、そういったものを裁量の中に入れていくことはあり得るだろうと思っております。今後もほかの債権であってもそういうことはあり得ると思えます。それは十分に社会通念上、納得のいただけるような状況が確認とれば、それは市単独でも債権の額を減少するとかいうようなことはあり得ると思えます。しかし、そういう状況がない者、あるいはそこに両者が納得できないような争点がでてくる者については今後も裁判所等のお力をお借りすることは当然出てくるだろうと、このように考えております。

問（12） 採用に関して当市のほうに非はなかったというようなことを言っているわけですが、これはもともとこの看護師として高浜市が採用したいということで本人に奨学金を支給し、本人はそのために努力して看護師の資格も取るということで、客観的に第三者から見れば、それはもう採用される条件は9分9厘、あるいは100%満たしているというにもかかわらず、この前なぜ



不採用になったかということについての答弁を求めた時点では明確なそういうものについては資料を持ち合わせていないということで説明はなかったわけですが、本人に確認したところ、そういう点では100%不採用になる条件、理由は思い当たらないということもあって、本人が納得しない、そのことからこうした案件に発展したわけで、今後もそういった債権回収にあたっては慎重にするべきであるとそのことが結局、かけた費用が77万円にプラス人件費、そうしますと半分以上回収にかかる費用、回収が例えば146万円回収できたとしても、半分以上がこのその必要経費にかかってしまうということで行政効率としては、やっぱり改善すべき内容があるとこの点では指摘しておきます。次に23ページの新規事業でいうと3ページ、いきいき広場で先ほどいきいき広場3階の改修工事の設計、315万計上がありました、について質問があったんですけど、改修については小規模にとどめるという答弁はありましたが、どの程度の費用かという説明はなかったんですけど、全くどの程度かかるのか想定していないのかどうか、概算でも金額はこの程度ということはあるはずだと思いますけど、答弁願います。

答（地域福祉） 先ほど必要最低限の改修にとどめるということで御回答させていただいたわけですが、今回間仕切りの変更ですとか、あと間仕切りの変更に伴うクロスの張り替え、そういったものを実際に概算ですが見積もりを出していただきまして、その金額のほうがまず改修工事、それから電話、LAN設備、こういったものとあと実施設計、それから管理業務等を含めまして約4,800万という見積もりの金額が出ております。

問（12） 先ほど事業内容については、3つの事業をということで説明がございましたが、こうした事業計画にあたってどの程度の対象者、利用者そういうものを見込んでおるのか、そしてそのことによって高浜市のこうしたまちづくり、こども、健康ひろば、そういったものがこれまでとどう改善というかわ変わるのかという点について端的について説明してください。

答（地域福祉） 今回3階の部分の子供の発達支援というところがメインになってくるわけですが、先ほどの特別支援教育の中でも小中学校の中で発達障が

いの関係の方もたくさんみえるということですが、実際に修学前のお子さんの中にもそういった発達支援を必要とするお子さんというのは実際に健診の中でも多くみられておるものですから、そういったお子さんを早期に発見をし、早期に支援をしていくというところを今、充実をさせていきたいというふうに考えております。

問（12） 今回のこの計画にあたって、日本福祉大学はこの計画にどのようにかかわりあっているのかということと、それから今後運営にあたって日本福祉大学との関係ではどういう関係を持っていこうとしているのかということについてもお答えください。

答（地域福祉） 発達支援の関係につきましては、日本福祉大学の子ども発達学部の協力をいただいて、専門職等のそういった支援をお願いをしておる、それから発達支援に関する専門的な部分で御支援をお願いをしておるところです。それから、あとまちづくり広場に関しましても、日本福祉大学のほうのそういったまちづくりに関する支援をお願いを今しておるところでございます。

問（12） 先ほど、いろいろな市内にも子供の発達支援等について、関係対象者がかなりいるという説明がありましたが、こうした取り組みで関連するというのか呼びかける対象というのは、概数どの程度の人、人数を対象としておるのかという点では事前に把握しているかどうかということについてお答えください。

答（地域福祉） 今回、発達の関係で特定の方を事前に把握しておるということではなくて、全ての方を対象として早期発見という形で健診を通してやっていくわけですが、実際に保健福祉グループのほうでやっております1歳6カ月児検診ですとか3歳児検診においても、疑いのある方というのが約4割から5割という数字が今出てるものですから、そういった方たちに対して今後支援していくということが必要というふうに考えております。

問（12） 先日6月20日の事業仕分けでいきいき広場の運営について私も傍聴させてもらっておったんですけど、そこでもかなり厳しい意見も出ておったんですね。その中の1つに日本福祉大学との関係でむしろ日本福祉大学のニーズというのか、そちらが企画の中に最初に優先して出ているのではないかと

いう疑問も率直に出ておったんですね。やっぱり今回のこういう計画についても、市民の切実さとか具体的に求めておることが先にありきでこうした計画をとることであるべきだと思うんですけど、その点がちょっとはつきりしない、この前の時も事業仕分けで仕分け人からその点が鋭く追及されておりましたけど、やっぱりこれは市民にきちっと説明できる内容でなければならぬし、今回も設計と改修で少なく見積もっても5,000万円また新たにかけるということですので、やっぱり計画についてはもう一度慎重に検討すべきではないかという点では、この日本福祉大学のニーズというのか、どういう影響を与えているのかについてお答えください。

答（地域福祉） 今回3つの広場を計画させていただいておるわけですが、これというのも実際に市の中、地域の中にこうした今課題が実際にあるということは先ほど申し上げたとおりなんですけど、まず子供の今環境の中でもその発達障がいに関するそういった問題が社会問題として実際に出ている。それに対して、今そういったお子さんにかかわる保護者の方ですとか保育園、幼稚園の先生方、学校の先生方というのがどういうふうに対応していったいいのかというところで、実際に今困ってみえる、不安を抱えてみえる、そういったニーズに対して今回支援をさせていただく方法ということで今3階のほうの計画をさせていただいておると。もう1つまちづくり広場に関しましても、今後いろんな福祉サービスを充実させていくことが市民の皆さんに安心、安全に暮らしていただける環境が整う形になるわけですが、やはり地域福祉サービスというのは市民の皆様のお力を借りながら進めていかなければならないわけですが、まだまだそういった支援の部分が充実していないということで、今回その活動を支援していく上でまちづくり広場というのも整備をさせていく、そういうふうに考えております。

問（12） 今回もしこの事業がそのまま進めるということになれば、日本福祉大学はこの事業になんらかの形で関与していく予定なのかどうかという点を最後にお答えください。

答（地域福祉） 先ほどまちづくり広場に関しましては、日本福祉大学のほうでまちづくり研究センターという形で支援に入らせていただく形をお願いをして

おります。それからこどもサポート広場のほうでも発達支援センターのいろいろな事業のかかわりの中で専門職のそういう派遣等にかかわりを持っていただくという形になっております。

問（12） 今後も一定の関係を持っていくようではありますが、今までの高浜市のいろいろないきいき広場の運営についても日本福祉大学がかなりいろいろ関与してきて、それ共同していろいろなことを進めることについて否定するものじゃないんですけど、そのための人件費等も市が全て負担というような形で結局さまざまな情報を日本福祉大学は高浜市に結果的に実験というのか、いろいろな現場を、情報をつかむために活用しているという、それも人件費をもらってというようなことになればね、これは非常にあり方としては問題で共同する場合にも日本福祉大学に一定のメリットがあれば、応分の負担もするというようなことも含めて、対等のそういう契約関係に持っていくようなことも含めてしていかないとこれはまずいんじゃないかと、そういう点で今後の運営についてはもう一度原点に戻って検討すべきじゃないかということ指摘しておきます。それから23ページ、10款1項。教育総務費の授業の心と技向上推進事業委託料43万円ということが出ておりますが、この対象者、そして委託先、どのような事業を行うのか端的にお答えください。

答(学校経営G主幹) 授業の心と技向上推進事業についてでありますけども、吉浜小学校を対象に行っていきたいと思っております。この事業の内容については、目的は教員の授業力の向上、これが1番。それからもう1つは子供たちの学習意欲を高めるという形で、今予定しておるのは2名の大学の先生とそれから現職を離れられた先生のお二人の方を吉浜小学校に派遣していただいて、1つは教員とのチームティーチング、TTを組んで授業を実施をしていただくこと。それからそれぞれ授業が終わった後への教員へのアドバイス、それと校内での現職研修という形で今予定は今後年間30回をめぐりに、ということは計算すると大体週に1回ぐらいお二人の先生に入っていて、そういったような形で取り組もうと思っております。

問（12） そうするとそういう研修する人が入る場合には、授業を実際にやっておる現場と一緒に入ってというような形で進めるのか、それについてお答

えください。

答（学校経営G主幹）　そうです。現場のほうにお越しいただいて、一緒に授業を組み立てたり、その授業の前にどういう組み立てをするかという研修をしたりとか、その反対もありますけど。

答（福祉部）　ちょっと先ほどのいきいき広場の御指摘の中で、水野議員、日本福祉大学のほうが研究材料としてどうのこうのという御指摘がございましたけども、そもそもこのいきいき広場に関しましては私どもと日本福祉大学がともに携えあって、福祉でまちづくりを進めてきた、当然私どもにとってもメリットはあるように、そしてまた日本福祉大学にとってもメリットがある、そしてその中でお互いが共同して高浜市の福祉のあり方を構築してまいりましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

問（12）　それぞれ協力しあっていくことについて、これが市民にとってプラスになればいいことで、その点では否定しないんですけど、あそこの管理運営についてもあそこに全て委託するというような形で、その人件費等がかなり高いのではないかというようなことも含めて、きちっと公平にチェックする、そして対等な関係というのか、そういうものを前提に付き合っていく必要があるのではないかと、その点は指摘をさせていただいておるところで、先日の事業仕分けでもそういった点が懸念されるということが指摘もされておりましたんで、それも加えて意見を述べておきます。

休　憩　午前11時02分

再　開　午前11時10分

## （2）請願第1号　学童保育の充実を求める請願

委員長　次に請願第1号、学童保育の充実を求める請願についての意見を求めることとなるわけですが、その前に請願代表者の意見陳述を行いますので、意見陳述人は陳述席に着席をお願いいたします。

意見陳述人着席

委員長 それではただいまより請願第1号、学童保育の充実を求める請願についての意見陳述を行います。実施方法については、あらかじめ議会運営委員会で協議されていますのでよろしくお願いいたします。意見陳述人に申し上げます。意見陳述は請願主旨、項目の範囲内に限ります。またおおむね10分以内といたします。なお、その場において書類等の配布を禁止いたします。陳述後は退出していただくか、傍聴席への移動をお願いいたします。委員の皆さんへ申し上げます。ただいまからは意見陳述のみで質疑は行いません。それでは意見陳述人の飯海さんより意見陳述をお願いいたします。座ったままでお願いします。

意見陳述人 私は学童保育の充実を求める請願を出した代表者の飯海と申します。春休みには突然のお願いでしたが、快く児童センターでの子供たちを見ていただき、本当にありがとうございました。助かりました。今回の請願は夏休みを目前にして、子供が安心して過ごせる場所がどうしても必要だと思い、請願を出しました。今現在でもコンビニでお昼を食べている子、お昼に児童センターを出され晴れている時は木の下、雨の時は児童センターの玄関前で雨をしのぎながら兄弟で弁当を食べている光景を見ました。ある子は昼の時間帯、手当たり次第、いる子の家を回り、遊べる友達を探して歩いている子もいました。ある子は隣に精神疾患の人が住んでおり、1人で留守番させられない状態です。学童に預けている方は大半は母子家庭が多く、子供を安心して預ける場所がありません。働けなければ生活はしていけません。1人っ子の子、歳の離れている兄弟だと親がいなければ1人です。もし我が子が知っている子がコンビニで1人で弁当を食べている姿、雨をしのいで兄弟が肩を寄せて食べている姿を、遊べる友達を探している時に事故でもあったらと考えると安心して働くことができません。市長さんのマニフェストにもあるように、放課後の子供たちを支援しますとありますが、これには学童保育のことは含まれないでしょうか。4年生以上の子供を持つ親としては夏休みの年齢の引き上げ、受け入れ人数の拡大、施設の増設を強く希望します。子供の健全育成のために親が安心して働くことができるようにどうしても夏休みの児童クラブの受け入れ枠を広げてほし

いと切に要求いたします。福祉のまち、高浜市として助け合い、支えあい、分かち合う心豊かに安心して暮らせるまちをつくってください。今日も幾人かの親が市役所、こちらのほうに来たいと思っておりますが、仕事柄どうしても休めないと思ひまして、私が請願の代表ですので意見を述べさせていただきました。よろしく願いいたします。

委員長 これをもって意見陳述を終了いたします。意見陳述人におかれましては退出していただくか、傍聴席への移動をお願いいたします。それではただいまより、請願第1号、学童保育の充実を求める請願について意見を求めます。

意(8) 意見陳述人のお話も聞きまして、昼間働いてみえる親御さんが放課後、子供がどうしているのかということに不安に思われる気持ちは非常によくわかるわけですが、とっていつまでも児童クラブで預かるということは非常に難しいと思います。年齢的には4年生ともなると高学年に向かって成長していく世代でもありますし、友達と遊んだりとか自宅で勉強したりとかそういう生活習慣も少しずつ高学年に向けてしていく時だと思ひます。そういう意味で放課後居場所事業ということは今年度の事業計画に含まれておりまして、現在特別部会をつくられて検討して、この9月からですか、市内のモデル小学校で実施されるという運びになっているようですけれども、こういった校庭を利用してですね、別に学年はかかわらず校庭で遊んだりとかゲームしたりとかあるいはそういう場を見守る人たちの中で自由に遊んでいくという、そういう場が今後設けられていきますのでそういったのを御利用いただくというか、そうしたところで子供たちが自由な発想で遊んだり、世代の違う子供たちと交流したりすることは非常に発達の上でも成長の上でも大事なことだと思います。そういう意味でここに請願に出されております年齢の引き上げといひますか、3年生から4年生ということだと思いますけど、引き上げでそうすれば必ず現在の施設では受け入れが人数的には無理がありますので増設という新たにそういった施設をつくらなければならないということが起きてきますけども、そういったことはこの今年度から始まる放課後居場所事業のほうでそちらのほうで、市が支援していくという形に変えていけると思ひますので、この請願については反対といたします。

意（17） 4年前、江戸川区で行われています、ちょっとはっきりした名称忘れましたが、児童の放課後教室、この事業を視察をさせていただきました。1年生から6年生の児童が一緒になって、本当に学年に関係なく、元気いっぱい楽しく活動しておりました。その姿を見まして、高浜市でもこういった事業をなんとかできないかということもかねがね要望しておりました。そこで今回、市におきましても1年生から6年生を対象にしました放課後居場所事業が今年の9月からモデル校で、その後市内の全小学校でこの事業の実施が計画されておりますので、今回はその経過を見守っていきたいと思っておりますので、本請願には反対をさせていただきます。

意（15） 私のほうもこの児童クラブの年齢の引き上げでなくて、学校開放事業を今小嶋君も言ったように、放課後居場所づくりの事業で高浜市も今年参考的に1回やると言ってますので、早いところこれを全市的にやってもらうことに期待しまして、一応この請願には反対いたします。

意（12） ただいま、いろいろな会派から反対の意見が出ておりましたが、現実に高浜市ではさまざまな理由を挙げてましたが、そうした学童保育、今3年までということで対象をはずれた学童が実際にいる場所がなくて、大変困っているという現実をきちっとまず見るべきだという点は最初に指摘しておきたいと思います。私は賛成の立場から意見を述べます。高浜市は学童保育、少子化対策子育て支援の柱の1つとして、高浜市の各学校区単位で学童保育所を整備する取り組みはしてますが、対象年齢を3年までに限定をしておるという点が特に改善を求められておると。厚生労働省はおおむね10歳までを対象とすべきとして少なくとも4年までは学童保育の対象だと、特に最近の社会情勢、非常に危険性が多いというようなことから、4年生で1人っ子で家におれというのは大変危険だということを厚生労働省も承知しておるんですね。4年生までを対象とすべきで、この厚生労働省のガイドラインでは対象を6年生まで加えることができるということでその地域の必要状況によっては、小学生全体を学童の対象にするべきだということも指摘しておるわけですね。現実にこの請願は特に深刻な吉浜地域を中心に、短期間で1,500名近い署名が揃えられておると、言ってみれば市民の皆さんの切実な声であって、その請願署名に対



して、高浜市議会がどういう市政を示すかということが大変重要だと思うんですね。今、高浜市が秋から学校での居場所づくりについてモデル校を決めてと言っていますが、現実にはその前に夏休みがあるわけで、モデル校は1箇所であって、そういう点でも切実なそういう声に応えていないと思うんですね。そういう点では今年の春休みの時には急遽のお願いで市長もそういう必要性を認めて、一定の取り組みをしていただいたことについては請願代表人からもね、こうした取り組みに感謝する声があったわけですが、この姿勢が非常に大事だと思うんですよ。現実は今困っている、その実態をやっぱり直視して、行政は緊急対策も含めて、処置をとるように求めると。議会はやっぱり市民の声を反映させるための議会であって、そういう点では高浜市が秋から対策をとっておるからという理由で現実には起きている緊急の課題については、解決の方向が示されていないという実態に対しては、なんらかの議会の意思表示をするべきだと、そういう点でこの議会でぜひとも学童保育の拡充、特に緊急の夏休み対策、これについてはこの議会で採択して、市に対しても議会としての意思を表明することを求めて、賛成意見とします。

委員長 ほかにありませんか。

## 意見なし

### (3) 陳情第2号 私立高校生に対する授業料助成の堅持・拡充を求める陳情

意(17) 今回、新政権によってこの4月から公立高校、私立高校に対して授業料の免除とか軽減、こういった国の支援が行われるようになりましたけども、といっても非常に財政難というものはさらに深刻化しております。したがって、堅持はともかく、拡充というのは非常に厳しいかと思えます。よって本陳情に対しましては趣旨採択をお願いいたします。

意(15) 私もこの私立高校生に対する授業料助成の堅持・拡充を求める陳情に対して、趣旨採択をお願いしたいと思います。それは大体、先ほどの小嶋君が申し上げたのとほとんど同じでございますので、よろしく申し上げます。

意（１２） 私はこの陳情には賛成の立場で意見を述べます。今、民主党政権のもとで、高校授業料無償化の取り組みというものについては一歩前進で評価できる面もありますが、私立高校生に対する奨学支援金というのは父母の負担軽減に一定の役割を果たしていますが、なお私立高校におきましては父母の負担というのは、最大年間約５０万円程度負担が残るといような事態がありますので、このような高額な負担が私立の学生にかかっている現状をやっぱり考慮してこの陳情は私学教育助成の堅持という陳情でありますので、格差が現在存在する現状では引き続き、市独自の助成制度を堅持すべきという考えでこの陳情には賛成いたします。

意（４） 私のほうは趣旨採択で判断をしたいと思っております。先ほど来から出ておりますように、国の制度が変わりまして一定の補助というか、無償化、私学に対しての補助という部分があるわけですが、まだまだ格差があるということは認識をしております。しかしながら、高浜市は近隣市と比べても所得制限があるとはいえ、非常に手厚い補助額をもって対応しておるのが現状であります。これを堅持するということに対しましてはいいかと思うんですが、拡充という部分に関してはとても賛成できるものではありません。しかし、気持ちはよくわかる場所もありますので、趣旨採択ということでよろしく願いいたします。

委員長 ほかにありませんか。

意見なし

（４）陳情第４号 子ども手当の廃止を求める陳情

意（３） 陳情第４号、子ども手当の廃止を求める陳情については、賛成の立場でお話をさせていただきたいと思っております。賛成意見の要旨としては、子ども手当は安心して子供を育てられる社会を実現する政策としておりますが、月額２万６，０００円に対する財源が年間５兆数千億円が必要ということで、その裏づけとなる恒久的な財源のめどがはっきりしない現状では後々の子供たちに負債を負わせる結果となってしまいます。少子化対策や子育て支援への効果と

して、現金支給についてはその効果が限定的であります。陳情理由で述べられているように高額所得者に対する所得制限がないことや外国人へも支給要件などについても制限の見直しが求められます。したがって子供を社会全体で育てるという考え方まで否定するものではありませんが、現行の子ども手当制度の廃止を求める陳情には賛成をしていきたいと思えます。

意（15） 私はこれも陳情第4号ですね、これ賛成の立場で申し上げます。現在民主党の政権がやっています子ども手当ですけれども、これは金額が大きいと、しかしそれも今でいうと財源がなくなってきたと、ということは選挙目当てでやったように思えてしょうがないです。どうせやるだったら財源もきちっと確立した上でやると。それからこの一番最後にございますように、社会全体で育てるということもあるでしょうが、その前にまず家庭で子供を育てるべきであって、ですからそれを全部公費でやろうというんじゃないくて、やはり家庭がまず第一義的に考えて、そのように子ども手当も自分でやることをまず考えるべきだということで私はこの陳情には賛成をいたします。

意（17） 本陳情には反対でございます。公明党は現場の声を反映した児童手当を実施してきました。その後も支給額とか対象児童の人数も積み上げてきた長い歴史があります。今回のこの民主党の子ども手当は公明党の児童手当の延長線上にあるものと考え、廃止には反対でございます。ただ支給額の上積み等は保育環境の整備にも十分考慮した上で決定すべきであると考えております。

意（12） 私はこの子ども手当の廃止を求める陳情には反対いたします。子ども手当は子育て支援の1つの方策で、いろいろな意見ありますが、重要な施策の1つだと。子育て支援は子ども手当だけでなく、乳児保育や学童保育など総合的な子育て環境の整備と合わせて、子ども手当の支給、必要な財源確保、合わせて総合的な子育て支援の政策遂行のためにこの手当を廃止を求める陳情には反対いたします。

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第4号についての意見を終了いたします。

（5） 陳情第6号 住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世

## 界を求める陳情

意（３） この陳情第６号、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情書の件ですが、陳情には反対の立場で申し上げます。記述の１番目に住民の暮らしを守り、安全・安心の公務・公共サービスを拡充してください、とあります。この中で民営化、民間委託などは行わないでください、とありますけども、平成１９年４月に総務省自治行政局が公表した地方公共団体における民間委託の推進などに関する研究会報告書では、地方公共団体は厳しい財政状況の中で多様化、高度化する住民ニーズに対応するため、民間が効率的、効果的に実施できることは民間にゆだねることを基本原則とし、と述べており、また公共は行政が独占的に担うものではなく、民に担われるものも存在している。従来行政が担ってきた公共サービスについても、行政でなければ対応しえないもの以外は住民団体や民間企業へ積極的にゆだねることにより、新しい公共空間を形成することが期待されているとしております。したがって、高浜市もこの趣旨を踏まえ、民間にゆだねることは民間にゆだねていくべきと考えております。その意味でこの陳情には反対をさせていただきます。

意（１７） やはり同じように本陳情には反対でございます。今の話がありましたように、民営化、民間委託と行わないでくださいとありますけども、民間活力の導入と非常に経費の節減に努力されておるケースもいっぱいあります。また新しい発想で事業の展開も行っております。したがって、今後も民間でできる事業においては、やはり民営化、民間委託の導入は必要であると思えます。したがって、本陳情には反対をします。

意（１５） この陳情ですね、私もこれは反対の立場で言います。これは今皆さんが言ったと同じように、もうちょっとちゃんと現実を見て物事を言ってほしいというのが本当のところでございます、一応反対をいたします。

意（１２） 私はこの陳情には賛成の立場から意見を述べます。先ほど、民営化が必要だというような意見も出ておりますが、市は市民のさまざまな情報を含めてプライバシーを扱っている、そういう公共の機関としてきちっとプライバシーの保護の徹底など市が守るべき責任を果たしていくという点では公の職員できちっと行っていくというのは大切な考えで、さらに日本の平和憲法を擁

護して、核兵器のない世界を実現するために世界で唯一被爆をしている日本の果たすべき役割は重要であると思います。高浜市が今回自治基本条例を準備していますが、その中で特に核兵器のない世界実現を目指すという点で、非核自治体宣言を高浜市が行うなど世界にアピールするためにもこの陳情を採択するよう求めて、賛成意見とします。

委員長 ほかにありませんか。

意見なし

(6) 陳情第7号 アレルギー対応学校給食についての陳情

意(6) アレルギーを持つ全ての児童、生徒に学校が全て対応するのは非常に難しいと思います。今後アレルギー食に関しましては、保護者の努力や協力も当然必要になってくるケースがたくさん出てくると思います。保護者として何ができるか、学校としてどこまで応えることができるかなどを示した高浜市アレルギー食対応ガイドラインなどを策定し、アレルギーを持つ児童、生徒のために取り組んでいくというふうに先の一般質問の中で当局が答弁がありました。給食センター方式の近隣市でも現在ほとんどアレルギー食対応は実施しておりません。そういうことで現在は高浜小学校、高浜中学校で対応し始めておりまして、運営上の課題を今後協議していく段階というふうに聞いております。そういうことで今回の陳情に対しましては趣旨採択をお願いをしたいというふうに思います。

意(17) アレルギーは持っておられる児童、生徒もふえ、そういったことでアレルギー食について考えることは非常に大事なことだと思っております。ただ1つの高取小学校で考えるのではなく、やはり市全体で考えることが大事ではないかと思っております。とはいえ保護者の気持ちを考えますと、この陳情に対しては趣旨採択とさせていただきます。

意(15) 私も陳情7号は趣旨採択でお願いしたいと思います。これは今度高浜小学校のみでやってるようなんですが、本当は全市全部やるのが一番理想的なんですが、現状を考えると、まだそこまで市の対応はできていません。

残念ながら。市の当局のほうも早いところやるべきだと思いますが、この陳情そのものに対しては趣旨採択でお願いしたいと思います。

意（１２） 陳情７号、アレルギー対応食学校給食についての陳情については賛成の立場で意見を述べます。アレルギー対策を必要とする学校から施設面でも対応が求められると。学校教育の一環として、食育を実施していく上でこうした対策は切実な要望であるということから、この陳情には賛成いたします。委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第７号についての意見を終了いたします。

#### 《採 決》

（１） 議案第３２号 平成２２年度高浜市一般会計補正予算（第１回）

挙手多数により可決

（２） 請願第１号 学童保育の充実を求める請願

挙手少数により不採択

（３） 陳情第２号 私立高校生に対する授業料助成の堅持・拡充を求める陳情

挙手多数により趣旨採択

（４） 陳情第４号 子ども手当の廃止を求める陳情

挙手多数により採択

（５） 陳情第６号 住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情

挙手少数により不採択

(6) 陳情第7号 アレルギー対応学校給食についての陳情

挙手多数により趣旨採択

委員長 次に閉会中の継続調査申出事件について御諮りいたします。1つ、子育て支援について、1つ、子供発達支援事業について、1つ、介護老人福祉施設について、1つ、その他所管に関することについて、以上4件を閉会中の継続調査申出事件として決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前11時44分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長